

(添付資料：警察業務に協力する医師に対する調査票(案))

1. 先生のご勤務状況について

第1問

先生のご勤務先について、次の選択肢から最もあてはまるもの一つに☑をお願いします。

小児科を標榜し、小児の入院病床*がある病院にご勤務

小児科を標榜するが、小児の入院病床*がない病院にご勤務

小児科を標榜しない病院にご勤務

入院病床のない病院等にご勤務(ご開業を含む)

その他()

* なお、ここで「小児の入院病床」とは、実際に小児を入院させることのできる病床であれば、加算の有無等を問わずすべて含みます。

差し支えなければ、ご勤務先の郵便番号(3桁あるいは7桁)をご記入ください。ご回答の地理的分布を見るために用い、施設を同定するためには利用いたしません。

-

第2問

先生は、警察医(警察活動に協力する医師)として何年ご経験がありますか。次の選択肢から最もあてはまるもの一つに☑をお願いします。

警察医(警察活動に協力する医師)としては仕事をされていない

5年未満(平成26年以降に、警察医として仕事をされている)

5年以上10年未満(平成21年～25年から、警察医として仕事をされている)

10年以上20年未満(平成11年～20年から、警察医として仕事をされている)

20年以上(平成10年以前から、警察医として仕事をされている)

その他()

・ 幼児（就学前）

死亡診断（死体検案）には携わらない

死亡診断（死体検案）には携わるが，該当する症例には遭遇したことがない

過去に遭遇したことはあるが，定期的には経験しない

おおむね定期的に遭遇するが，1年につき1例以下

1年につき数例（1桁）程度

それ以上

その他（)

・ 学童（小学生）

死亡診断（死体検案）には携わらない

死亡診断（死体検案）には携わるが，該当する症例には遭遇したことがない

過去に遭遇したことはあるが，定期的には経験しない

おおむね定期的に遭遇するが，1年につき1例以下

1年につき数例（1桁）程度

それ以上

その他（)

・ 思春期（中学生以降）

死亡診断（死体検案）には携わらない

死亡診断（死体検案）には携わるが，該当する症例には遭遇したことがない

過去に遭遇したことはあるが，定期的には経験しない

おおむね定期的に遭遇するが，1年につき1例以下

1年につき数例（1桁）程度

それ以上

その他（)

3. 先生が死亡診断（死体検案）された症例に関する記録*について

* なお、ここで「記録」とは、診療録等の公的な記録に加え、あとから振り返って見ることのできる私的な記録（ご自身の日記など）も含まれます。

ただし、事後に先生ご自身が記載内容の検索等ができなくなる場合は含みません（診断書、証明書、鑑定書等を発行したあと、原本あるいは写しを手元に残さない場合など）。

第5問（死亡診断（死体検案）に携わる場合のみお答えください）

先生は、ご自身の死亡診断（死体検案）された症例について記録を残しておられますか。次の選択肢から最もあてはまるものに☑をお願いします。

死亡診断（死体検案）には携わらない

死亡診断（死体検案）には携わるが、記録を残さない

例数のみ記録に残している

なんらかの記録を残す例もある

（記録をする例の選択基準： _____ ）

全例で、なんらかの記録を残す

その他（ _____ ）

第6問（第5問で「なんらかの記録を残す（例もある）」とご回答いただいた場合のみお答えください）

先生は今後、公的な CDR 事業のために記録等のご提供をお願いした場合に、対応は可能でしょうか。次の選択肢からあてはまるものに☑をお願いします。

おおむね可能であろう

警察等が許可すれば可能であろう

今後、一定の様式などが提示されれば可能であろう

情報の一部であれば可能であろう

先生の個人的な意見を述べることは可能であろう

警察等の許可いかんにかかわらず対応できない*であろう。

分からない / 判断できない

その他（ _____ ）

*「対応できない」とご回答の場合のみ，そうご判断された理由をお教えてください。

最低限の記録しか残さないため

業務が過重のため

手続きが面倒なため

必要性がわからないため

その他（

）

4. 剖検（司法解剖，調査法（新法）解剖，行政解剖等）について

第7問（死亡診断（死体検案）に携わる場合のみお答えください）

先生は，死亡診断（死体検案）に臨まれた際，剖検の要否について概ねどのように考えられますか。次の選択肢からあてはまるもの**全て**に☑をお願いします。

可及的に全例で剖検するべきと考える

遺族が求める場合には，剖検するべきと考える

遺族の求めの有無にかかわらず，剖検を考慮するべきと考える

警察捜査のため必要な場合には，剖検するべきと考える

捜査上の必要の有無とは別に，剖検を考慮してもよいと考える

医学的に少しでも不審な点があれば，剖検するべきと考える

医学的に相応に不審を感じた場合には，剖検するべきと考える

医学的に不審な点がなかったとしても，剖検に意義があると考え

死亡状況に少しでも不審な点があれば，剖検するべきと考える

死亡状況に相応に不審を感じた場合には，剖検するべきと考える

年齢層（例：乳児例すべて等）によって，剖検の必要度は異なると考える

合理的な診断が可能であれば，剖検の必要性を感じない

剖検に，実施に見合う意義があるように感じられない

剖検の要否について判断する立場にない

その他（

）

第8問（死亡診断（死体検案）に携わる場合のみお答えください）

その他，子どもの死亡診断（死体検案）に関してお困りのことやご意見などありましたら，自由にご記載ください。

5. CDR（チャイルド・デス・レビュー）についてご意見や、お知りになりたいことなどあれば、自由にご記載ください。

ご多忙の中、調査にご協力くださりましてありがとうございました。

ご郵送いただいた資料は、個人を同定する情報が含まれない匿名情報であることを十分確認のうえ厚生労働科学研究班で責任をもって集計し、厚生労働省の推進する「チャイルド・デス・レビュー」制度設計のための基礎資料として活用させていただきます。